

## 加賀の國観光ガイドブック制作業務 仕様書

### 1 業務名

加賀の國観光ガイドブック制作業務

### 2 業務目的

石川県南加賀エリアに位置する加賀の國（野々市市、白山市、川北町、能美市、小松市、加賀市）には、霊峰白山、酒・発酵文化、海の幸や山の幸、温泉、伝統工芸、北国街道・日本遺産等の歴史文化をはじめ、豊かな地域資源がある。

上記6つの市町で構成する「加賀地域連携推進会議」（以下、「オール加賀会議」という。）では、観光ガイドブックを2014年に制作し改訂増刷を繰り返してきた。2021年は東京オリンピック・パラリンピックが開催予定であり、その後、加賀立國1200年や北陸新幹線敦賀開業も控えている。

この交流機会の拡大期に向けて、加賀の國の地域資源、観光スポットを分かりやすく魅力的に取り上げ、周遊できるガイドブックをリニューアル発行し、交流人口・関係人口の拡大を図ることを目的とする。

### 3 業務期間

契約締結日から令和3年9月30日まで

### 4 業務内容

「加賀の國」観光ガイドブックの企画と制作を行う。制作した成果物は、北陸三県や三大都市圏において、高速道路サービスエリアのほか、観光施設、公共施設、駅・空港等に配架・配布及び都市圏などで行う出向宣伝に使用することを前提とする。

主な業務内容は次のとおりとする。

#### (1) 表紙及び本文全般にわたる企画、デザイン等の作成

ア 企画立案、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、構成など観光パンフレット作成に必要な全ての作業を実施すること。

イ カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに配慮した色彩並びにフォントを用いること。

ウ 写真、イラスト等誌面の構成に必要な資料等は受注者において入手することを基本とする。ただし、時期等の関係上で入手困難写真等がある場合は、発注者所有の写真や資料を使用することができる。

エ 発注者の作成に係る意図を汲み取り、視覚的にも文面的にもより分かりやすい誌面にすること。

オ 発注者の指示に基づき 校正作業を実施すること。

## (2)印刷・製本

### 観光パンフレット

①サイズ等規格 中綴じ（ブック型）、24ページ以上

※サイズ、紙質は提案事項とする。

②印刷部数 100,000部以上

③印刷 全ページカラー印刷

## (3)電子データの作成

USB ホームページ及びSNS掲載用のPDFファイル

## (4)作成業務全般の管理

受注者において、専門の編集員等による原稿の読み込みや表記の統一を図るための内容確認を行った後、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けること。受注者は、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応するものとする。また、印刷作業は、最終校正完了後、発注者による確認を受けたのちに取り掛かることとする。

## (5)その他追加提案

受注者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案がある場合は、積極的に提案すること。

## 5. 業務の要件

(1)オール加賀会議の構成6自治体をバランス良く掲載すること。

(2)一目で加賀の國がイメージできるような写真やイラスト・キャッチコピー等を掲載し、思わず手に取ってみたいくなるようなパンフレットとするため、表紙のデザイン、ページ構成等を工夫すること。

(3)全体図や詳細図の地図を必ず掲載すること。また、イラスト等により、主要観光ポイントや公共施設等の位置関係がわかるようにすること。

(4)地図等の掲載にあたっては、目印になるものや移動距離を入れるなど、案内しやすい内容とすること。

(5)主要観光ポイント等については、目を引く大き目の写真を使用するなど、視覚的に興味を持たせる内容とすること。

(6)グルメや特産品、イベント等の情報を組み入れること。

(7)加賀の國地域内での周遊性を高めるため、霊峰白山や北国街道など共通キーワードでの編集に努める他、宿泊、体験や見学情報など滞在時間の延長に期待ができるものとする。

(8)読者ターゲットは、観光客の動向やニーズを分析して見定めたいうで、適切に設定すること。

## 6 再委託の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。

## 7. 納入場所

オール加賀会議事務局のある小松市役所のほか、野々市市、白山市、川北町、能美市、加賀市の各市町役場

## 8. その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。発注者と綿密に打ち合わせを行いながら事業を進めること。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (2) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (3) 取材、制作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。（飲食物、体験サービスの撮影、取材に関しては受注者が代金を支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。）
- (4) 個人情報保護について関係法令等を遵守すること。本業務により収集した取材・撮影協力者の個人情報等の取り扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (5) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は本仕様書に定めのある事項については、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。